愛知大学

【学生向け】
情報セキュリティ対策基準

制　定　日：平成19年1月25日
最終修正日：平成21年2月18日

目　次

1. 目的

この基準は、学校法人愛知大学(以下、「大学」という)の情報セキュリティポリシーに基づくとともに、大学の情報資産が、改竄や破壊から保護され、定められた方法で常に利用でき、情報のセキュリティを確保した状態で、情報の利用が行われることで、大学運営の安定、継続、繁栄に寄与することを目的とする。

2. 基本的な考え方

情報のセキュリティを確保した状態で、大学の情報を利用するため、別途定める「情報セキュリティ管理マニュアル」に則ったリスクアセスメントの結果を踏まえて、適用すべき情報セキュリティのための管理策を策定する。

この基準では、当該のリスクアセスメントの結果に基づいて管理策を策定するにあたり、踏まえるべき基本的な規則を記載する。昨今の情報技術の進展の速さ及び情報管理に対する社会的な変化の急激さを考慮すると、一時点における情報セキュリティ確保のための画一的な規則を策定する作業は困難であり、かつ、有意性の薄い作業であるとも考えられ得る。そのため、「情報セキュリティ管理マニュアル」に則り、本基準も含めて管理策の見直しを適宜実施する。

3. 適用範囲

本対策基準及び各対策ガイドラインは、本学の情報資産を利用する全ての学生に対して適用するものとする。

4. 定義

(1) 「完全性」とは、情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。
(2) 「機密性」とは、情報にアクセスすることが許可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。
(3) 「可用性」とは、許可された学生が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。
(4) 「情報セキュリティ」とは、情報資産の完全性、機密性及び可用性を維持することをいう。
(5) 「コンピュータウィルス」とは、第三者のプログラムやデータベースに対して意図的になんらかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能を一つ以上有するものをいう。
(6) 「情報資産」とは、情報(個人情報を含む)及び情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステム開発、運用及び保守のための資料等)の総称をいう。

5. 情報セキュリティのための規則

情報セキュリティ責任者は、「情報セキュリティ管理マニュアル」に則ったリスクアセスメントの結果及び以下の規則に基づき、情報保護のための管理策を策定する。管理策は、リスクの受容レベルを特定した上で、個別案件のリスクの受容の決定、リスクの移転、リスクを受容できるまで低減等を行う。

(1) 情報へのアクセスに関わる規則

ア 情報へのアクセスについては、大学が正当と認める学生が利用上の必要性に応じて確実に必要な情報へアクセスできるとともに、情報を利用する権限のない者による情報へのアクセスを防止するため、学生は情報へのアクセス権限を適切に管理しなければならない。

イ 情報へアクセスする権限のない者による情報の不正利用を防止するため、学生は情報へのアクセス権限を適切に管理しなければならない。

(2) 情報システムの利用に関わる規則

ア コンピュータウィルスが情報システムで取り扱う情報の完全性を損なうことを防止するため、コンピ

ュータウィルスに感染することを予防しなければならない。また、感染時の被害を最小化するための対応を実施しなければならない。

イ 電子メールを利用して情報のやり取りを行う場合、学生は当該の対策を講じなければならない。

ウ ホームページやブログ、BBS、チャット等を用いて情報の発信を行う場合は、発信する情報に責任を持ち、著作権違反や誹謗、中傷などを行ってはならない。

エ 情報の利用権限の無い者による大学システムの利用、ネットワーク上の不正アクセス、さらにウィルスによる被害を防止するため、私有するコンピュータ機器及び可搬媒体等を利用する場合、学生は当該の対策を講じなければならない。

オ 不正なソフトウェアの利用、コンピュータの誤作動を防止するため、私有するソフトウェアを学内のコンピュータで利用ならびにインストールしてはならない。

(3) 学外における情報システムの利用ならびにアクセスに関わる対策ガイドライン

ア 情報の利用権限の無い者への情報の開示、情報の利用権限の無い者による情報の変更、窃盗を防止するため、モバイルコンピューティング又は自宅等から大学のシステムへアクセスする場合、学生は当該の対策を講じなければならない。

(4) 処罰

ア この基準又はこの基準に則って策定された情報セキュリティ確保のための管理策に違反した場合、当該の行為者は学則に基づき処罰される。